取組8 障害者の地域生活を支える体制を強化します

平成28年4月に障害者差別解消法が施行されました。障害があるなしにかかわらず、互いの人格や個性を尊重し合いながら共生する社会、ソフトとハードの両面にわたりユニバーサルデザインのまちを目指します。

ライフステージにあわせた必要な支援が行き届き、障害者や障害児が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、その人にあわせた適切な支援を提供できる体制を強化します。

障害者の高齢化・重度化が進むなか、家族の高齢化も同時に進んでおり、障害者一人ひとりをどのように支えていくかが大きな課題です。今後、高齢者福祉や子育て支援の関係機関と連携して、暮らしの基盤となる住まいの確保や家族への支援の充実に取り組みます。

① 地域生活支援拠点の整備を進めます

公有地や既存の区立施設を活用して、重度障害者グループホームと一体で、緊急一時保護、ショートステイや相談支援などを総合的に提供できる地域生活支援拠点を整備します。グループホーム内にコーディネーターを配置し、障害者が地域で暮らし続けるため、本人や家族に寄り添った支援サービスの調整を行います。障害者が将来にわたって、安心して地域で生活できるよう支援に取り組みます。

② 障害者の住まい方を調査し、安定した暮らしの場を整備します

生活の基盤となる住まいについて、障害者自身や家族の現況、将来の希望、地域生活に必要な支援、グループホーム入居の希望などを調査します。 調査結果に基づき、民間と協働して、中軽度、重度障害者グループホーム を増設します。地域生活における支援ニーズを把握し、施設機能や事業を 見直します。

③ **障害がある人もない人も継続的にともにスポーツを楽しめるようにします** 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催は、障害者スポー ツを区民に身近なものにする絶好のチャンスです。

平成28年10月に、区内のスポーツや障害者福祉の各団体と協力し、誰もが参加できる「ユニバーサルスポーツフェスティバル」を初めて開催します。障害のある人もない人も、ともに気軽にスポーツを楽しむきっかけとし、相互に理解を深めることを目的としています。今後、順次内容を充実します。

また、誰もが安心してスポーツ活動ができるよう、スポーツ活動を支える人材の育成と活用を進めるとともに、体育館や屋外施設等の改築や改修時にバリアフリー化を実施します。